

議案第154号

さいたま市地域公共交通協議会条例の制定について
さいたま市地域公共交通協議会条例を次のように定める。

平成29年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地域公共交通協議会条例

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議等を行い、並びに市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、さいたま市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下この条において「地域公共交通網形成計画」という。）の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通網形成計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する協議
- (5) 市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保のために必要な協議
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法第2条第2号に規定する公共交通事業者等の代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第6項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者をいう。）の事業用自動車の

運転者が組織する団体の代表者

- (4) 自治会、市民団体その他の関係団体の代表者
- (5) 公募による市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項の協議を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、専門部会について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が

別に定める。

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。